

令和2年10月26日

第141回 遠野市農業委員会総会議事録

第141回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年10月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第14号
会議年月日 令和2年10月26日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、18番 奥友康悦、
19番 千葉勝義
欠席委員 9番 綱木秀治、17番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第141回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第38号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第39号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第40号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ
ん委員の指名について
議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第43号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を15番、菊池清重委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第141回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、9番、綱木秀治委員、17番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。事業経過報告書をご覧くださいと思います。 10月1日、市制施行15周年記念功勞者表彰式に出席してございます。なお、綱木秀治委員、古屋敷徳夫委員が表彰されてございます。 10月8日、市勢振興功勞者、山本順一さんの火葬に参列してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>農業委員会の事務事業経過報告をいたします。 10月1日、第12回遠野市農林水産振興大会地区協議会が開催されました。 10月9日、遊休農地解消活動として遠野緑峰高校でのエゴマ刈り取りが実施されました。 10月9日、アスト通信収録を緑峰高校で行いました。 10月12日、農地法等申請締切日でした。 10月12日、農業委員会の方のエゴマ刈り取りをしています。 10月16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 10月20日、遊休農地解消活動として緑峰高校の方の残りのエゴマ刈り取りをしました。 10月21日、アスト通信の放送日でした。 10月22日、令和2年度第7回運営委員会を開催しております。 本日、農業委員会総会。この後、農地利用最適化推進検討会を開催いたします。 10月27日以降の主な行事予定です。 11月2日から11月9日まで、令和2年度農地相談会が市内9地区で開催されます。 11月10日、農地法等申請締切日です。 11月11日、盛岡都南文化会館で農業委員会特別研修会が開催されます。 11月13日、緑峰高校でのエゴマ脱穀を予定しております。 11月16日、農地転用等現地確認調査です。 11月20日、第8回運営委員会を予定しております。 11月25日、総会を開催する予定です。 11月30日、第12回遠野市農林水産振興大会が開催されます。 11月上旬にエゴマ脱穀をする予定です。下旬にエゴマ選別と水洗いの予定です。 報告は以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会</p>

		<p>規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。備考欄の方の死亡によりまして取得者が農地を相続したという内容です。</p> <p>番号1番、奥さんが相続いたしまして自己耕作を予定しております。</p> <p>番号2番、子が相続いたしまして自己耕作いたします。</p> <p>番号3番、子が相続して母親と自己耕作し、一部使用貸借をしております。</p> <p>番号4番、子が相続し、親戚の方に農地を貸している状況であります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局長にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。</p> <p>番号1番、中間管理を利用するというので解約するものです。関連といたしまして議案第41号2番で審議していただきます。</p> <p>番号2番と3番、それぞれ貸借契約を整理するというので今回解約するものです。関連といたしまして議案第38号1番2番3番4番で審議していただきます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>3ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。</p> <p>番号1番、2番、ほ場の段差を解消するため盛土をするという内容であります。委託施工業者及び施工時期につきましては記載のとおりです。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認め、議事録署名人に16番、小向幸子委員、18番、奥友康悦委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>4ページです。第141回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計8件、32,477㎡。 利用集積、今月計6件、21,996㎡。 法第4条、今月はございませんでした。 法第5条、今月計3件、1,498㎡。 適用外、今月計4件、3,342㎡。 法第18条第6項、今月計3件、10,723㎡。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【日程第2】 次に日程第2、議案第38号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>6ページ、7ページです。議案第38号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番と2番、貸人と借人が同じです。これまで貸人の父母と借人の父が基盤法で賃貸借契約をしていましたが、今回新たに別の農地の貸借をするにあたり、すべての賃借について貸借期間等を整理し農地法3条での貸借をするものです。 番号3番と4番、これについても貸人と借人が一緒であります。両者はこれまで基盤法で賃貸借契約をしていましたが、すべての賃貸借契約を解約し貸借期間を整理したうえで、農地法3条での貸借をするものであります。 以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>●●●地区、山本です。16日に事務局2名、農業委員2名、推進委員1名、計5名で現地を確認しました。これらの農地は、今まで賃貸借契約をしていましたので問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第3】</p> <p>次に日程第3、議案第39号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>8ページです。議案第39号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p>
	<p>番号1番、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外に居住し耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p>
	<p>番号2番、譲受人は自己所有地に隣接する申請地を規模拡大のため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p>
	<p>番号3番、譲渡人は県外で仕事をしており耕作できないため、義理の兄に贈与で譲り渡すものです。譲受人は現在も申請地を耕作しております。</p>
	<p>番号4番、譲受人は新規就農するため農地を取得するものです。市外に居住しておりますが、週に何度か遠野市へ通作する予定で営農計画を提出しております。譲渡人は会社勤めをしており耕作できないことから譲り渡すものです。</p>
議 長	<p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の菊池です。10月16日午後、農業委員2名、推進委員1名、事務局2名の計5名で現地を確認しました。農地は管理されておりまして、事務局の説明のとおり何ら問題ないことを確認いたしました。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>16日に農業委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地にまいりました。先ほどの事務局の説明のとおりで、確認できました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の佐野でございます。16日に農業委員1名、推進委員3名、事務局2名、計6名で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明ありましたとおり、既に譲受人がきちんと耕作されていますので問題ないと確認いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の菊池正明です。16日、農業委員3名、推進委員1名、事務局2名で現場を確認し、問題ないことを報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長 農 地 係 長	<p>【日程第4】 次に日程第4、議案第40号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
議 長	<p>9ページです。議案第40号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものであります。</p> <p>売り渡しのあっせん申出の土地の内容につきましては、記載のとおりであります。場所につきましては、現在、●●●町の●●地区で基盤整備を行って、一時利用指定を受けている土地であります。今回のあっせん委員としまして、●●●町の新田佐悦委員、小向幸子委員の2名を指名するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長 事 務 局 次 長	<p>【日程第5】 続きまして日程第5、議案第41号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
議 長	<p>10ページ、11ページです。議案第41号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定の新規が5件、更新が1件となっています。</p> <p>番号1番、更新です。</p> <p>番号2番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号6番、新規で、契約期間4年5カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>

議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号6番について質疑ございませんか。</p>
議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
議	長	<p>(休憩)</p> <p>会議を再開いたします。番号6番を除く5件について質疑ございませんか。</p>
議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p>
議	長	<p>(休憩)</p> <p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議	長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p>
議	長	<p>(休憩)</p> <p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第6】</p> <p>続いて日程第6、議案第42号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	長	<p>12ページです。議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番と番号2番は同一事業であります。</p> <p>番号1番、番号2番の住宅建築に伴う合併浄化槽配水管理設工事のための一時転用です。期間は許可の日から5カ月間です。申請地は農振農用地区域内農地ですが、合併浄化槽から水路に放流するための排水管理設地として最も適しており、他に代わる土地はないことから、農業振興地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり許可できるものと判断いたしました。工事完了後は埋め戻しの上、農地に復元することを事業計画書で確認しております。</p> <p>番号2番、自己住宅の建築を目的とする転用であります。申請人は現在実家で暮らしていますが、子供の成長とともに手狭となったことから、父から贈与により土地を譲り受け、自己住宅を建築しようとするものです。申請地は実家に隣接しており、両親に子育てを支援してもらえ環境であること、また、将来の両親の介護を考慮し適地として選定したものであります。申請地は第1種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断いたしました。事業費は番号1番、番号2番とも融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号3番、所有農地への通作路整備を目的とした転用であります。申請人は国道か</p>

議 長	<p>らの農作業用通路を延長し自己所有農地に接続する通作路を設置するものです。申請地については譲受人の宅地と交換することとして両者が合意しているもので、この件につきましては岩手県からの確認もとれております。申請地は小集団の生産性の低い農地で、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断いたしました。申請地は譲受人の農地と隣接しており他に替え得る土地はないため、第2種農地の不許可の例外である代替性に該当し許可できるものと判断しました。</p> <p>以上3件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
推 進 委 員	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、菊池正明です。10月16日、農業委員3名、推進委員1名、事務局2名にて現場を確認し、異論ないことをここで報告します。以上です。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
議 長	<p>●●担当の多田でございます。16日、農業委員、推進委員、事務局、計5名で現地調査を行ってございます。調査の場所については、上宮守のスタンド裏でございます。確認結果については、先ほど事務局が報告したとおりでございます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 続いて日程第7、議案第43号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>13 ページです。議案第43号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、利用状況は宅地です。亡祖父が昭和15年に住宅と畜舎を建築し、現在に至ってしまったものです。今回、売却のため土地を確認したところ農地であったことが判明いたしました。当時、亡祖父が農地法の手続きが必要なことを確認していなかったと思われるものです。</p> <p>番号2番、利用状況は山林であります。亡祖父が昭和15年頃に栗及び桜を植林し、現在に至ってしまったものです。売却にあたり土地を確認したところ農地であることが判明し、申請に至りました。</p> <p>番号3番、利用状況は宅地であります。亡父が平成10年頃に土地を造成し物置と車庫を建築し、現在に至ってしまったものです。今回、父死亡により相続登記の手続きの際に農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号4番、利用状況は宅地です。父が昭和46年に畜舎、昭和61年に小屋を建築し現在に至ってしまったものです。今回、自宅を新築するにあたり土地を確認したとこ</p>

議 長	<p>る、農地であることが判明したものです。当時、父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p>
推 進 委 員	<p>以上4件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の菊池正明です。16日、農業委員3名、推進委員1名、事務局2名で現地確認し、問題ないことをここに報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●地区の佐々木です。10月16日、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で、事務局説明どおり確認いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の佐々木です。10月16日、委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。場所は●●●●●地区です。先ほど事務局から説明ありましたように、認識不足とのことで手続きをしなかったというものでございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
12 番 委 員	<p>12番、鈴木です。確認したいのですが、1番、2番の件ですけれども、この申請人の方ですけれども8ページの4番にも名前が載っている訳ですけれども、8ページの4番は新規就農で土地を購入したということで間違いのない訳ですね。地番を見ると細越24地割14-1ということで、そこを購入して新規就農すると。さらに、13ページの適用外の方は同じく24地割40で大体同じ辺りだと思っておりますけれども、ここは売却をするため適用外証明を受けるといことですか。</p>
事 務 局 長	<p>はい、お答えいたします。確認した結果、結論から申し上げますと、8ページの方、先ほど審議していただきましたが、記載の仕方が間違っていました。8ページの4番、譲渡人が●●●●●さん、譲受人が●●●●●さんということです。記載が逆になっていました。申し訳ございませんでした。それ以外の内容は正しいです。この譲受人と譲渡人が逆に入っていましたので改めさせていただきますと思います。あと、13ページの1番と2番につきましては、申請人は先ほどの譲渡人と同じ方ですが土地が、畑の上に建物が建っているという状況でして、昭和15年に造ったものですが、それを今回売買するにあたってその土地を計りなおして、宅地は宅地、農地は農地という形で測量して、今回、申請にあがったものであります。大変申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>12番、鈴木委員、よろしいですか。</p>
12 番 委 員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p>
議 長	<p>(休憩)</p>
事 務 局 長	<p>再開します。</p>
	<p>あと、追加で答えさせていただきますが、●●●●●さんは新規就農者であります。そ</p>

議 長	<p>の関係で今回、山を買って、農地も買ってという形になります。以上です。</p> <p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 43 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長 事務局次長	<p>それでは、事務局から。</p> <p>事務局から、農業委員の皆さんに活動報告書の用紙を、毎月のことですけれども、今回は 11 月分をご記入いただきたいということでお配りしました。12 月 10 日が提出期限となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。まだ提出されていない月のものがあるという方は、まとめてご提出の方よろしく申し上げます。</p>
事 務 局 長	<p>農業委員会の委員（農業委員）、農地利用最適化推進委員の選任について、説明をさせていただきます。これにつきましては、この後の農地利用最適化推進検討会でも説明させていただきます。資料を読み上げまして概要を説明させていただきます。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法によりまして、3 月 2 日から選任されています皆様が 3 月 1 日で任期満了となります。このことから、令和 3 年 3 月 2 日以降の農業委員さん、推進委員さんを選任するものであります。</p> <p>基本方針ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数、月額報酬額につきましては、従前のとおりとするというものであります。</p> <p>農業委員の選任については次のとおりとするものといたしました。農業委員会事務局が選任を行うというものです。農業委員は市長が、議会の同意を得て任命するものでして、本来は市長部局で選任の手続きをするものですが、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程を改正いたしまして、その中に「農業委員会法に関すること」を付け加えまして、農業委員会事務局がその選任事務をすることができるとするものでございます。農業委員会のことですので農業委員会事務局が選任事務にあたるというものです。県内の市町村を見てもそうされているところがありまして、そういうところを参考に行うこととしたいと思います。こちらにつきましては市産業部農林課長とも協議をしておりますし、市長にも決裁をいただいております。そういった形で進めさせていただきたいと思っております。農地利用最適化推進委員の選任事務につきましては、農業委員会事務局が行います。詳しくは、総会後の農地利用最適化推進検討会で説明させていただきます。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の内容ですが、定数につきましては農業委員 19 人、農地利用最適化推進委員 26 人、合計 46 人です。農地利用最適化推進委員につきましては地区ごとに定数が決まっています。この定数根拠といたしましては、参考といたしまして別紙 1 と 2 を載せておりました。後ほどご覧いただきたいと思っております。報酬につきましては今と変わりありません。報酬月額以外の報酬につきましても記載のとおりであります。委員の任命、委嘱について、農業委員につきましては記載のとおり市長が任命するものです。令和 3 年 2 月 22 日の遠野市議会 3 月定例会本会議に議案を上程し、同意を得る予定で進めたいと思っております。農地利用最適化推進委員につ</p>

きましては農業委員会が委嘱することになっております。任期初めの3月2日開催の遠野市農業委員会総会に議案を上程し、承認を得る予定で進めたいと思います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の募集ですが、募集期間は令和2年11月9日(月)から令和2年12月8日(火)までの30日間を予定しております。定員に満たない場合は再募集を行います。募集方法は市広報と市ホームページに掲載し募集をいたします。また、委員の選出につきましては、農協さん、関係団体さんと協議いたしました。協力を求めたいと思っておりました。募集要項については別紙のとおりであります。

詳細につきましては、農地利用最適化検討会で説明させていただきます。説明は以上です。

この件に関しては検討会で協議することとなっておりますので、よろしいですか。

議 長
議 長

【閉会】

以上をもちまして、第141回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

午後2時25分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____